

水産物利活用支援事業実施要領

「水産物利活用支援事業費補助金」の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）及び秋田県農林水産部水産漁港課関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第1 事業の目的

「水産物利活用支援事業（以下「本事業」という。）」は、漁業者による漁獲物の鮮度保持や加工業者等による未・低利用資源を使った商品開発等の取り組みを支援し、限りある漁獲物の付加価値を高め、漁業者の所得向上を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

複数の事業者が一体となって行う、鮮度保持技術の導入や産地タグ付け、地魚加工品の開発、未・低利用資源の利活用等による県産水産物の高付加価値化及びこれらの取り組みにより開発した製品の販路開拓等の実施に対して支援する。

第3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

第4 事業実施主体

本事業の実施主体は、以下の1から4のいずれかの事業者が代表となる団体のみとし、実際に事業を実践する団体又は事業者を「事業申請主体」とする。事業申請主体は別表のとおりとする。

- 1 漁業者
- 2 水産業協同組合法に基づく漁業協同組合等
- 3 食品事業者
- 4 その他、県が特に必要と認める団体

第5 事業採択要件

本事業の採択基準は、次のとおりとする。

- 1 事業実施主体が本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有すること。
- 2 県内水産物の高付加価値化や未・低利用資源の利活用の取り組みであること。
- 3 取り組みの内容が先進的かつ普及性があること。
- 4 第6の1に定める計画書に掲げる目標を達成すると見込まれること。
- 5 原料の安定的な調達が見込まれること。
- 6 将来とも継続的な活動が見込まれること。

第6 事業の計画

1 事業計画の申請

本事業を実施しようとする者は、実施計画承認申請書（様式1）に事業実施計画書（様式2）を添付し、毎年5月末までに農林水産部長に提出するものとする。ただし、5月末時点で県の予算額に満たない場合は、予算の範囲内で随時募集とする。

事業を複数年度実施する場合においても、実施計画承認申請書と事業実施計画書を毎年度提出し、承認を得るものとする。

2 事業計画の承認

農林水産部長は提出された実施計画承認申請書と事業実施計画書について、内容を審査し、適当と認める場合は、承認通知書（様式3）により承認するものとする。

3 事業計画の変更

承認された事業実施計画の変更を行う場合の手続きは、上記1及び2に準じて行うものとする。

第7 助成措置

1 県は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により助成を行うものとする。

2 補助対象及び補助率

(1) 補助の対象及び補助率

本事業における補助の対象は、別表のとおりとする。なお、ハード事業のみ実施する場合は、補助の対象としない。

(2) 補助金の上限又は下限金額

ソフト事業に係る事業費の上限は500千円とし、100千円未満のものは補助の対象としない。

3 補助金の取扱い

(1) 補助金の交付事務等の取扱いに関しては、要綱に定めるとおりとする。

(2) 事業実施後に事業採択基準等を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

4 補助対象外経費

次の経費は補助の対象外とする。

(1) 不動産取得、または建物等施設の新築、増設、改築等にかかる経費。ただし、固定しない間仕切り等施設の模様替えにかかる経費を除く。

(2) 消費税及び地方消費税。

(3) 県に提出する書類の作成、提出に要する経費。

(4) 労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）。

(5) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費。

(6) その他当該事業の実施に関連のない経費。

5 関係市町村及び漁業協同組合は、事業主体の負担の軽減を図るため、県と協調して助成を行うことができる。

第8 事業の実施基準

本事業の実施に当たり、事業の実施基準を次のとおりとする。

1 本事業の事業費は、事業実施地域及び事業内容の実情に即した適正な価格により算定するものとする。また、事業の施行にあたっては、見積合わせや入札等の方法により適正に事業を実施するものとする。

2 本事業の一部を第三者又は連携先の加工・販売業者へ委託を行うに当たっては、委託することが必要かつ合理的・効果的な内容に限り実施できるものとする。

3 同種・同規格または同効果の機械・設備等への更新は補助の対象としない。

第9 報告

1 事業主体は、本事業が完了した時は、完了届（様式4）及び実績報告書（様式5）により農林水産部長に報告するものとする。なお、事業を複数年度実施する場合においても、毎年度報告するものとする。

2 本事業の実施年度を含めて3年間、当該年度における実施状況を事業実施状況報告書（様式6）により当該年度の翌年度の5月末日まで農林水産部長に報告するものとする。なお、事業実施年度中に目標達成の取り組み実績がない場合は、実施年度を実施年度の翌年度と読み替えて報告するものとする。

第10 事業成果の検証

県は、毎年度、事業成果を確認するとともに、目標の達成に向けた課題や推進方法などを検証し、次年度以降の事業推進に反映させることとする。

第11 事業実施後の措置

事業主体が、事業実施後に事業実施計画書に掲げる目標を満たさなかった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

第12 事業の推進体制

県は、本事業の効果的・効率的な推進を図るため、事業主体に対する専門的な加工技術や販路開拓情報等に関する指導、助言を行うものとする。

第 13 事業成果の公表

県は、当該補助事業の成果について、積極的に公表するものとする。

第 14 書類の保管

事業主体は、本事業に関する書類を、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

第 15 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

第 16 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 1 実施計画承認申請書 (様式 1)
- 2 事業実施計画書 (様式 2)
- 3 実施計画承認通知書 (様式 3)
- 4 完了届 (様式 4)
- 5 実績報告書 (様式 5)
- 6 実施状況報告書 (様式 6)

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 8 日から施行する。

別表

	ソフト事業	ハード事業
事業申請 主体	事業実施主体	左記の団体に属する以下の事業者 1 漁業者 2 漁業協同組合等 3 食品事業者 4 その他、県が特に必要と認める者
補助対象 事業	1 水産物の高付加価値化や未・低利用資源の利活用の取組（新商品開発・既製品改良、活け締め技術普及、産地タグによる差別化等） 2 販路開拓の取組	水産物鮮度保持機器や水産物加工設備等
補助率	定額（上限額 500 千円） ※千円未満の端数は切り捨て	1 / 3 以内 ※千円未満の端数は切り捨て
補助対象 経費	事業を実施するために必要な次の経費 ・試作用原材料費 ・試作用資材費 ・輸送資材費 ・消耗品費 ・旅費（会議、市場調査、商談会参加、先進地視察等） ・会場借上費（会議、市場調査等） ・機器等借上費（什器レンタル、加工機器リース等） ・デザイン開発費（包装パッケージ、産地タグ、輸送用発泡スチロール等） ・販売ツール作成費 ・成分分析等の分析費 ・作業補助等賃金（第7の4の(4)除く） ・資料等印刷製本費（第7の4の(3)除く） ・商標登録等の出願経費 ・加工用等機器購入費（※） ・原料保管委託経費 ・製造委託費 ・保冷配送車のリース費 ・サンプル輸送費 ・ネット販売開設費 ・商談会参加経費 ・講師招聘に係る経費（講師旅費、謝金等） ・コンサルタント委託費 ※ 加工用等機器は減価償却資産の対象機器及び中古品を除く。	1 機器設備等 （ソフト事業を実施するために必要な次の設備等導入経費） カッター、おろし機、開き機、骨切り機、皮剥ぎ機、うろこ取り機、中骨取り機、スライサー、ボイル釜、攪拌機、脱水機、乾燥機、凍結機、洗浄機、計量器、包装機、回転釜、フライヤー、オーブン、金属探知機、衛生設備、冷蔵・冷凍庫、活魚水槽、海水冷却装置、製氷機器等の導入に係る経費（設置・試運転経費を含む）。 2 1に係る付帯設備 ※ 機器等及び付帯設備については中古品を除く。